

下水道使用料検討に係る 課題整理

1. はじめに

公営企業の特徴

【受益者負担の原則、独立採算制】

水道や下水道は、「利用した人が直接恩恵を受けるサービス（受益）」であり、その対価として支払われる使用料で費用を回収するべきもの。その運営に係る費用（下水道事業では汚水処理に係る費用）は、「税金で市民全体が負担する」のではなく、受益者からの使用料収入をもって運営する。

補足

公営企業は「受益者負担、独立採算制」が原則とされている一方で、公共性も非常に高いため、一部経費については一般会計からの繰入（＝基準内繰入）が認められている。

例えば、「生活環境の改善・公衆衛生向上」は一般行政の責務であり、下水道は単なる料金サービスのみではなく、生活環境・公衆衛生を守るインフラでもある。

2.令和6年度決算（1）

～汚水処理に係る費用を使用料で賄えているか～

●経費回収率

公費負担分を除く汚水処理に係る費用（以下、「汚水処理費」）
を使用料収入でどれだけ賄えているかを表す指標。

※使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100（%）

⇒公共下水道事業　： 100.2%（全国平均：約80%）

⇒農業集落排水事業　： 39.6%（全国平均：約60%）

2.令和6年度決算（2）

公共下水道は、污水处理費を回収できているが、農業集落排水事業では全国平均を大きく下回る状況であり、多額の基準外繰入に頼っている。

※基準外繰入

公共下水道 ⇒ 約5,000万円

農業集落排水 ⇒ 約2億6,000万円

⇒R6決算だけを見ても適切な使用料の検討が必要

3. 公共下水道事業のコスト増加（１）

- 物価高騰による維持管理費用（電気代・人件費など）の上昇
それに加えて、

- 流域下水道維持管理負担金の単価上昇

公共下水道エリアの汚水は、滋賀県が運営する浄化センターで処理をされている。

その処理に係る費用として、汚水量に応じて維持管理負担金を県に支払っている。

東近江市の汚水

愛東・湖東地区

⇒ 東北部浄化センター（彦根市地先）

八日市・五個荘・能登川・蒲生地区

⇒ 湖南中部浄化センター（草津市地先）

3. 公共下水道事業のコスト増加（2）

【東北部処理区】

R6に第7期（R7～R11）の経営計画を策定（負担金を改定）。

R7 特定排水：69.1円 → 78.7円（9.6円増） ⇒ 影響はわずか。

R8 一般排水：61.6円 → 72.4円（10.8円増） ⇒ 約1,000万円の費用増

【湖南中部処理区】

R7に第10期（R8～R12）経営計画を策定中。同様に負担金の改定が想定される。

10円上昇の場合 ⇒ 約1億1,000万円の費用増

15円上昇の場合 ⇒ 約1億6,000万円の費用増

3. 公共下水道事業のコスト増加（3）

R6決算に2処理区の負担金改定を加算すると、公共下水道事業の経費回収率は、

10円の単価上昇 ⇒ 93.5%

15円の単価上昇 ⇒ 90.6%

に悪化し、100%を割り込んでしまう。

4.農業集落排水事業の現状

汚水処理費が約 5 億4,500万円に対し、
使用料収入は約 2 億1,500万円。

経費回収率：39.6%（全国平均：約60%）

多額の基準外繰入に頼っている状況で、公共下水道より経営状況が悪いにもかかわらず、使用料は公共下水道よりも安い。

また、県内の農業集落排水事業の中でも極めて安い使用料金となっている。

5.まとめ

【公共下水道】

令和6年度までは、汚水処理費を使用料で賄えているが、令和8年度以降は、流域下水道維持管理負担金の増により、賄えない。

【農業集落排水】

現時点で汚水処理費を使用料で賄えていないにもかかわらず、公共下水道よりも安い使用料単価となっている。
県内で比較しても著しく安い使用料単価。

コスト増を踏まえた上で、
持続可能な経営に向けて経費回収率の改善に取り組む。
⇒使用料の検討が必要